

〈健康福祉部〉

(高齢者福祉)

★介護保険制度

- ・介護保険料・利用料の軽減
- ・介護施設整備への補助金制度の創設
- ・要支援者への訪問介護・通所介護など地域支援事業のさらなる充実を図ること
- ・特別養護老人ホームの入所対象要介護3以上の希望者受け入れに柔軟な対応を図ること
- ・介護保険料や在宅介護サービス・デイサービス等利用料の減免制度を拡充すること
- ・施設利用の負担限度額（ホテルコスト・食費）の軽減
- ・対象者への預貯金については、遺族年金・障害者年金受給の写し提示など対象要件を緩和し、市独自の助成を行うこと
- ・ホームヘルパー・ケアマネジャーの市独自の処遇改善を図る等、拡充すること

★高齢者福祉

- ・高齢者サービスがわかりやすい「高齢者便利手帳」の作成・広報で紹介、市役所窓口・公民館等に配置するなど、要望に応じて配布すること
- ・高齢者の雇用の確保、シルバー人材センターの仕事を増やすように努めること
- ・紙おむつ支給の復活
- ・予防接種助成額(肺炎球菌、インフルエンザ、带状疱疹、新型コロナウイルス等)を増額し、個人通知など周知徹底を行うこと
- ・高齢者の移送サービスの充実、福祉タクシー利用を拡充すること
- ・加齢性難聴者を対象に、補聴器購入に助成制度を創設

(障害者福祉)

- ・精神障害者の医療費・利用料の負担軽減を図ること
- ・「地域生活支援事業」は内容の充実を図り、利用しやすい事業とすること
- ・日中一時支援事業の充実
- ・障害者基幹相談支援センターの拡充
- ・障害者雇用の推進をはかり、取手市が率先し働く場所を設けること
- ・障害者就業支援センターの設置
- ・障害者の移送サービスの充実、福祉タクシー利用を拡充すること
- ・難病者指定の事務手続きを取手市でも行えるよう県に求め、見舞金の増額を図ること
- ・つつじ園・ふじしろ障害者センター等の職員の処遇改善を図ること
- ・グループホーム・入所施設を増設し、誰もが安心して利用できるようにすること

(医療・福祉)

- ・国保税、後期高齢者医療保険料を引き下げること
- ・国保会計の異常に積み立てた基金を、一般財源に繰り入れ高齢者医療・福祉への活用すること
- ・滞納者に対する短期保険証・資格証明書発行を中止すること
- ・後期高齢者医療保険料滞納者に対し、短期保険証発行はしないこと
- ・災害見舞金制度（適用対象と金額）を拡充すること
- ・生活保護申請書およびパンフレットを窓口に置き、いつでも申請できるようにすること
- ・福祉事務所の相談受付は、ワンストップサービスとし、その場で十分な対応を行うこと

- ・保健センターを身近なところに増設し、地域の保健業務の拡充を図ること
- ・医師会病院に耳鼻科・眼科・小児科等の拡充をはかること
- ・JA とりで総合医療センターに病院直通の送迎バスの運行を要請すること
- ・周産期医療（産婦人科）病院増設・拡充を図ること
- ・不妊治療費の助成金を増額すること

〈国・県、他の機関に求めること〉

- ・救急車による搬送時の選定療養費徴収の撤回
- ・難病患者救済のため、一部有料化を無料に戻し、特定疾患指定の拡充を求める。
県には特定疾患補助の復活を求めること
- ・生活保護制度改悪（母子加算の削減、基準引き下げ・扶養義務の強化・住宅扶助引き下げ等）の中止、憲法の生存権保障（25条）にふさわしい制度とすること
- ・年金の引き下げ中止・物価高騰に見合った引き上げを求めること
- ・障害者総合福祉法では、基本合意に沿って改正し、負担の大きい応益負担を見直すこと
- ・医療制度改悪による療養病床統廃合計画を撤回すること
- ・保健師の増員・保健所体制の拡充をはかること
- ・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の滞納に対する延滞金は廃止すること
- ・後期高齢者医療の窓口負担の増額を中止すること
- ・高額療養費の限度額の引上げの撤回を求めること
- ・OTC 類似薬の自己負担増の撤回を求めること
- ・子どもの医療費は、窓口負担をなくし高校卒業（18歳）まで完全無料化へ助成制度の拡充を図ること
- ・介護保険補足給付（ホテルコスト・食費）の軽減、対象者への「預貯金」「遺族年金・障害者年金受給」の写しを提示するなど対象要件を廃止すること
- ・介護保険制度の改悪中止、必要な介護が受けられる保険制度への改善を求めること
- ・特別養護老人ホームの入所対象者を要介護3以上とする規定を撤回し、入所希望者は受け入れ体制をつくること
- ・加齢性難聴者を対象に、補聴器購入に公的補助制度を創設・保険適用制度を導入すること
- ・被爆2世への医療費を援助すること
- ・国保財政へ年1兆円の国負担を拡大し協会けんぽ並みの保険税とすること
- ・紙の資格確認証を存続すること